

宮城県医療的ケア児等支援アクションプラン

令和7年3月

宮城県

目次

I	はじめに	3
1	策定の趣旨	3
2	プランの位置づけ	3
3	対象期間	3
4	進捗管理	3
5	用語の定義	3
II	県内の医療的ケア児者の現状	5
1	医療的ケア児者の状況	5
(1) - 1	医療的ケア児者数（市町村回答）	5
(1) - 2	医療的ケア児数（受診状況）（医療機関回答）	6
(2) - 1	必要な医療的ケア（市町村回答）	6
(2) - 2	必要な医療的ケア（医療機関回答）	7
(2) - 3	必要な医療的ケア（医療機関把握分と市町村把握分の比較）	7
2	障害福祉サービス等の利用状況	8
(1)	障害福祉サービス利用状況	8
(2)	障害児通所支援事業所利用状況	8
(3)	サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成状況	9
(4)	住まいの状況	10
3	保育所・認定こども園、幼稚園・学校の在籍状況	11
5	災害時支援	11
(1) - 1	避難行動要支援者名簿の掲載対象の有無	11
(1) - 2	避難行動要支援者名簿の掲載状況	11
(2)	個別避難計画の作成状況	12
(3)	市町村における平時の災害時支援体制	13
III	医療的ケア児者支援の方向性	14
IV	具体的な取組	14
1	医療・保健	14
(1)	相談	14
(2)	助成・給付	15
(3)	医療体制整備	16
2	福祉	17
(1)	相談	17
(2)	助成・給付	18
(3)	支援体制整備	19
3	保育・子育て	19
4	教育	19
5	労働	20
6	災害	20
V	具体的な取組一覧	21

I はじめに

1 策定の趣旨

医療的ケア児者の支援施策は、保健・医療・福祉・教育・労働等多領域に亘ります。そのため、「宮城県医療的ケア児等支援アクションプラン（以下「プラン」という。）」は、県全体で連携し、幅広い支援施策を体系的に展開できるよう、県の目指す方向性や支援施策を明らかにするものです。

併せて、医療的ケア児者及びその家族、地域の関係機関等の支援者が、支援施策を十分に活用できるよう、情報アクセシビリティの向上を図ります。

2 プランの位置づけ

本プランは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」第 5 条に規定される地方公共団体の責務である、自主的かつ主体的な医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策の実施に向け、策定しました。

また、宮城の県政運営の基本的な指針である「新・みやぎの将来ビジョン」に掲げる「政策推進の基本方向 3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」等の実現に向け、医療的ケア児等支援に係る事項を整理したものです。

本プランは、各領域における取組を推進する関連計画との整合性を図り、個別計画の推進とともに進めていきます。

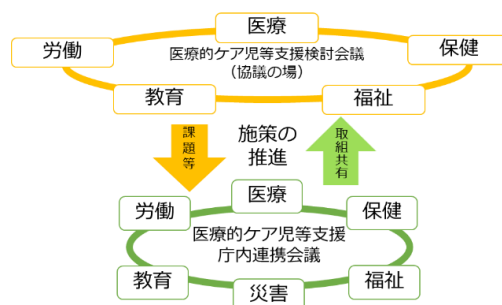
3 対象期間

令和 7 年（2025 年）度から令和 11（2029）年度まで

4 進捗管理

毎年度、取組の進捗（目標指標等の達成状況）を把握・評価します。

事業ごとの協議会等での進捗確認、「医療的ケア児等支援庁内連携会議」での進捗確認・取組の詳細の共有を行うとともに、「医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）」に報告し、全体の進行管理を行います。



5 用語の定義

（1）医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。

本プランにおいては、「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア

¹（以下、「判定スコア」という。）」に示される 14 項目を示しているが、このスコアに該当する医療的ケア以外の医療的ケアを除外するものではない。

¹ 令和 3 年 3 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「令和 3 年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」に示されるスコア。

【参考】判定スコアに示される医療的ケア

- ① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
- ② 気管切開の管理
- ③ 鼻咽頭エアウェイの管理
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ ネブライザーの管理
- ⑦ 経管栄養
- ⑧ 中心静脈カテーテルの管理
- ⑨ 皮下注射
- ⑩ 血糖測定
- ⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
- ⑫ 導尿
- ⑬ 排便管理
- ⑭ 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

（２）医療的ケア児、医療的ケア者

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（１８歳未満）及び者（１８歳以上）。

医療的ケア児等支援は、医療的ケア児が１８歳に達した後も、適切なサービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

（３）医療的ケア児等

医療的ケア児者及びその家族。

Ⅱ 県内の医療的ケア児者の現状

令和６年度に「宮城県医療的ケア児等実態調査」を実施し、市町村・医療機関を通じて状況等を把握しました。

なお、市町村からの回答は「令和６年４月１日現在居住する児者」、医療機関からの回答は「令和５年４月１日から令和６年１月１日までに在宅療養指導管理料を算定した児者」としています。

また、本調査の回答対象の「医療的ケア」は、判定スコアに示される１４項目としています。

１ 医療的ケア児者の状況

（１）－１ 医療的ケア児者数（市町村回答）

市町村から回答があった県内の医療的ケア児者の人数は、令和６年４月１日現在７９２名です。全圏域に、幅広い年代の方がいらっしゃいます。

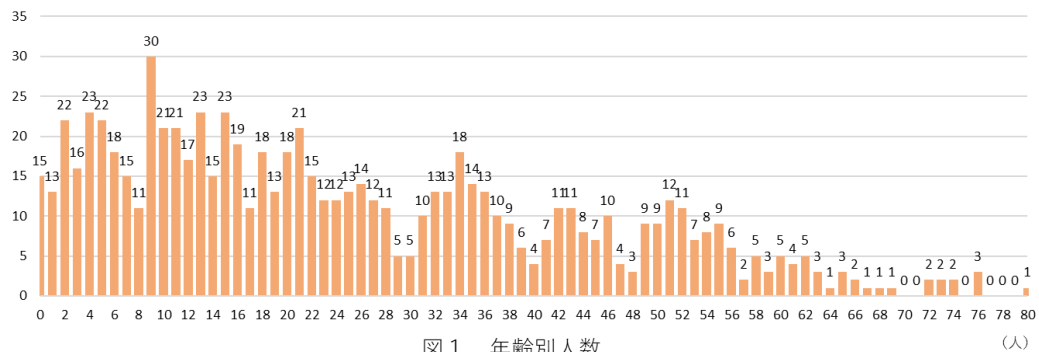
表１－１ 医療的ケア児者数（令和６年４月１日現在）（人）

区分	仙南	仙台※	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	計
医療的ケア児 (18歳未満)	23	93	28	5	18	29	9	130	335
医療的ケア者 (18歳以上)	18	65	26	10	24	2	5	307	457
計	41	158	54	15	42	31	14	437	792

※仙台市を除く仙台圏域（塩釜・岩沼・黒川）

表１－２ 男女別人数

区分	男	女	計
医療的ケア児 (18歳未満)	167	168	335
医療的ケア者 (18歳以上)	264	193	457
計	431	361	792



(1) - 2 医療的ケア児数（受診状況）（医療機関回答）

県内の小児中核医療機関等から回答があった医療的ケア児数は781人でした。仙台医療圏の医療機関が全回答数の約99%の医療的ケア児を診療しており、小児中核医療機関（東北大学病院、県立こども病院）の診療がほとんどを占めています。

表2 医療機関所在医療圏・居住圏域別人数 (人)

居住圏域 医療圏	仙南	仙台※	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	計
仙南	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台	50	146	56	8	30	65	14	401	770
大崎・栗原	0	0	0	2	1	0	0	0	3
石巻・登米 ・気仙沼	0	0	0	0	0	0	8	0	8
計	50	146	56	10	31	65	22	401	781
(仙台医療圏再掲)									
東北大学病院	13	49	22	5	7	28	5	134	263
県立こども病院	29	83	30	3	20	35	9	229	438
上記2病院以外	8	14	4	0	3	2	0	38	69

(2) - 1 必要な医療的ケア（市町村回答）

市町村が把握する必要な医療的ケアは、多い順に、経管栄養、吸引、排便管理でした。

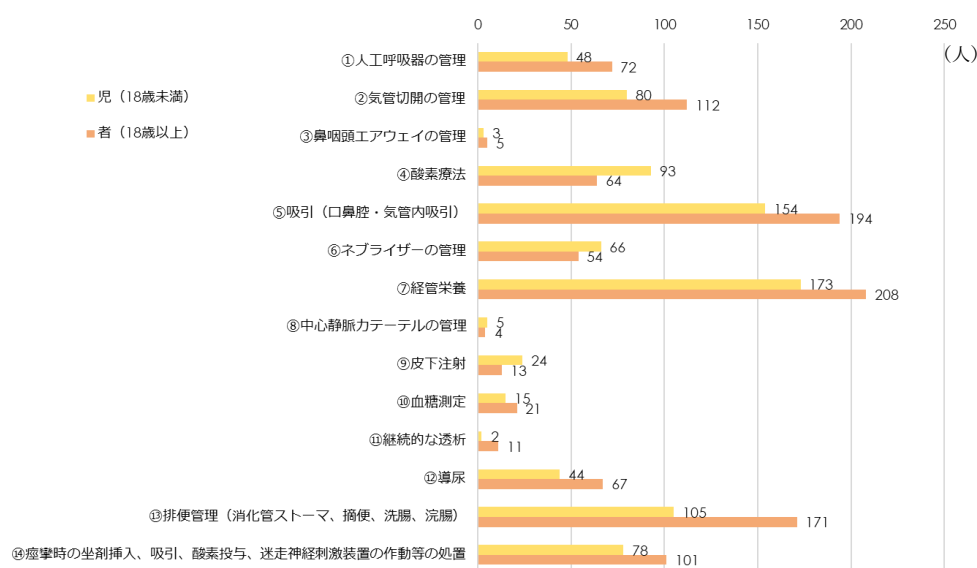


図2 必要な医療的ケア

(2) - 2 必要な医療的ケア（医療機関回答）

医療機関が把握する必要な医療的ケアは、多い順に、皮下注射、酸素療法、経管栄養でした。

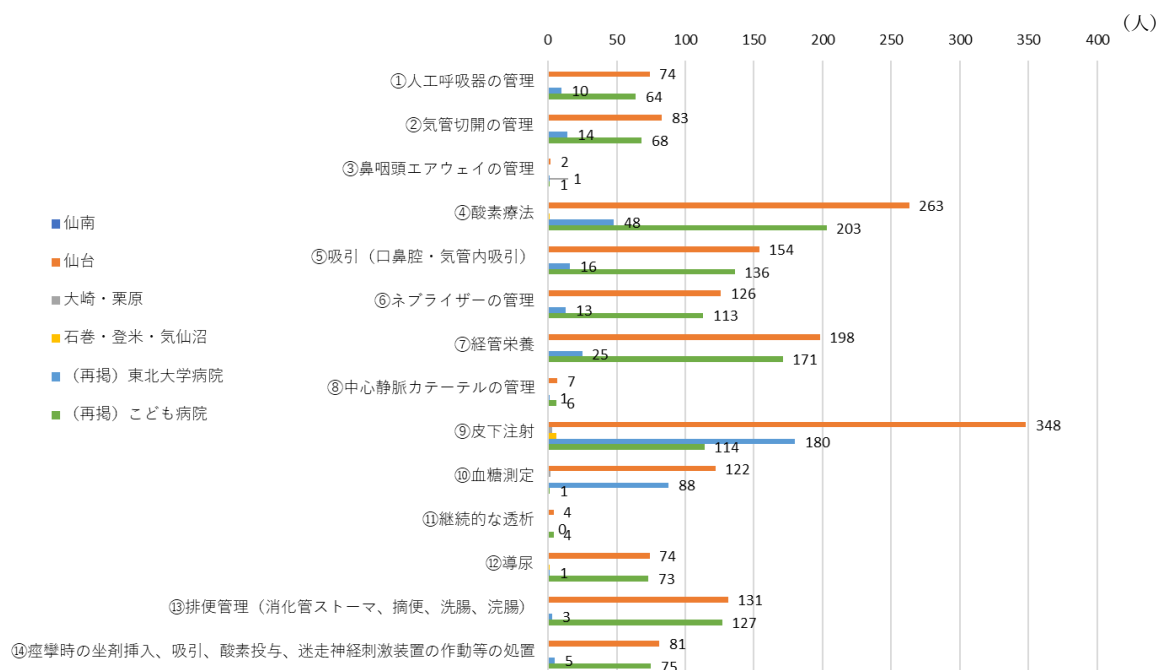


図3 医療機関所在医療圏別必要な医療的ケア（小児中核病院再掲）

(2) - 3 必要な医療的ケア（医療機関把握分と市町村把握分の比較）

医療機関と市町村それぞれが把握する必要な医療的ケアについては、酸素療法、皮下注射、血糖測定で回答数の差が見られました。

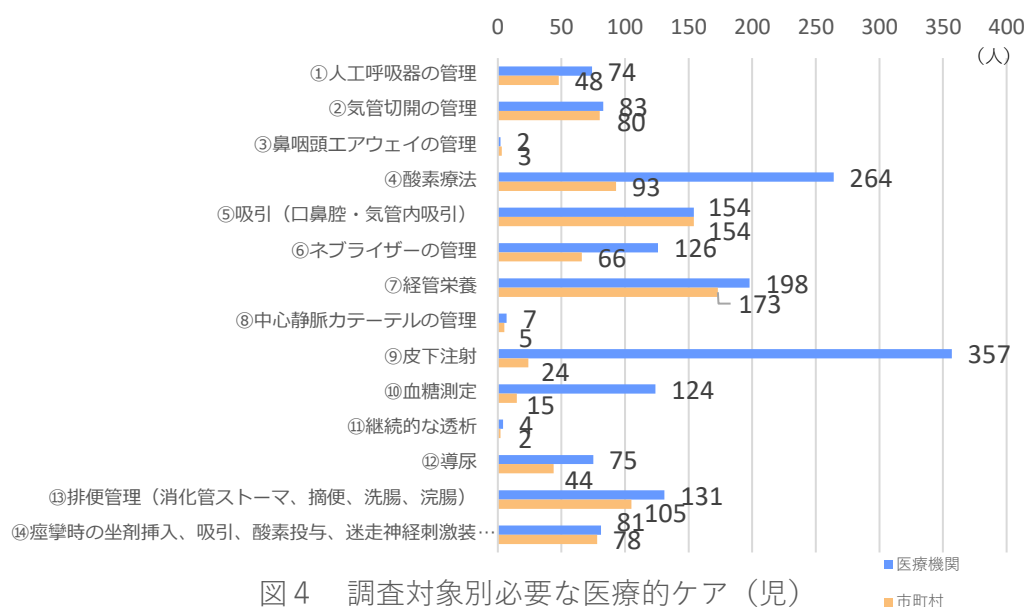


図4 調査対象別必要な医療的ケア（児）

2 障害福祉サービス等の利用状況

多くの方が、障害福祉サービスや障害児通所支援事業所を利用し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画も作成されています。必要な医療的ケア別にみると、他の医療的ケアに比べ、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定の方の利用率・作成率が低い傾向が見られます。

(1) 障害福祉サービス利用状況

医療的ケア児者のうち、536名（67.6%）の方が、障害福祉サービスを利用しています。必要な医療的ケア別にみると、他の医療的ケアに比べ、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定の方の利用率が低い傾向が見られます。

表3 障害福祉サービス利用状況 (人)

	有	割合	無	割合	不明	割合	計	割合
児	182	23.0%	121	15.3%	32	4.0%	335	42.3%
者	354	44.7%	29	3.7%	74	9.3%	457	57.7%
計	536	67.7%	150	18.9%	106	13.4%	792	100.0%

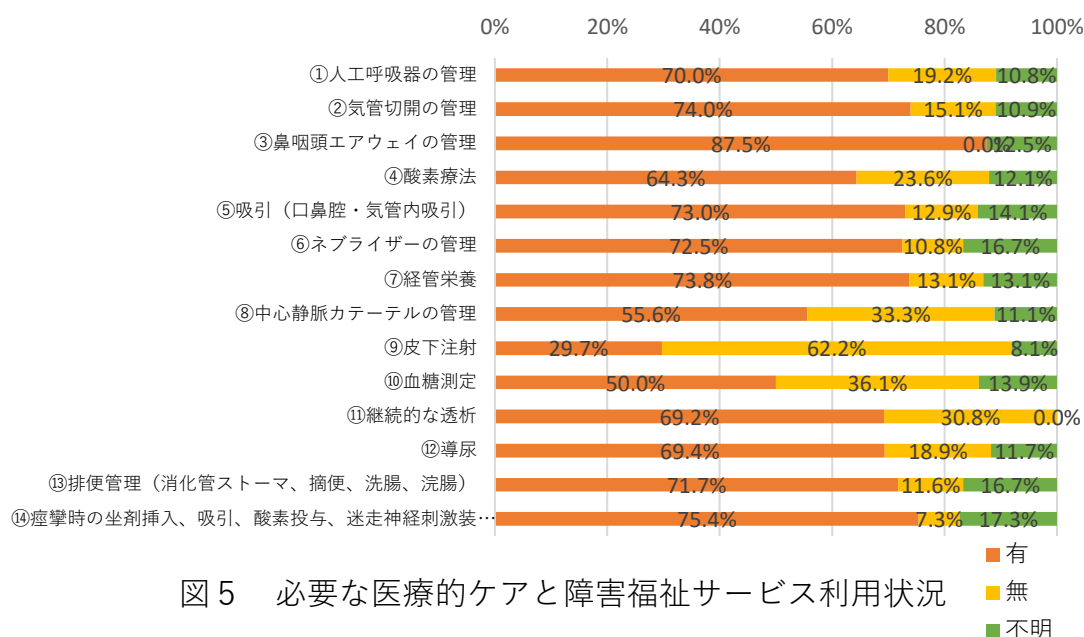


図5 必要な医療的ケアと障害福祉サービス利用状況

(2) 障害児通所支援事業所利用状況

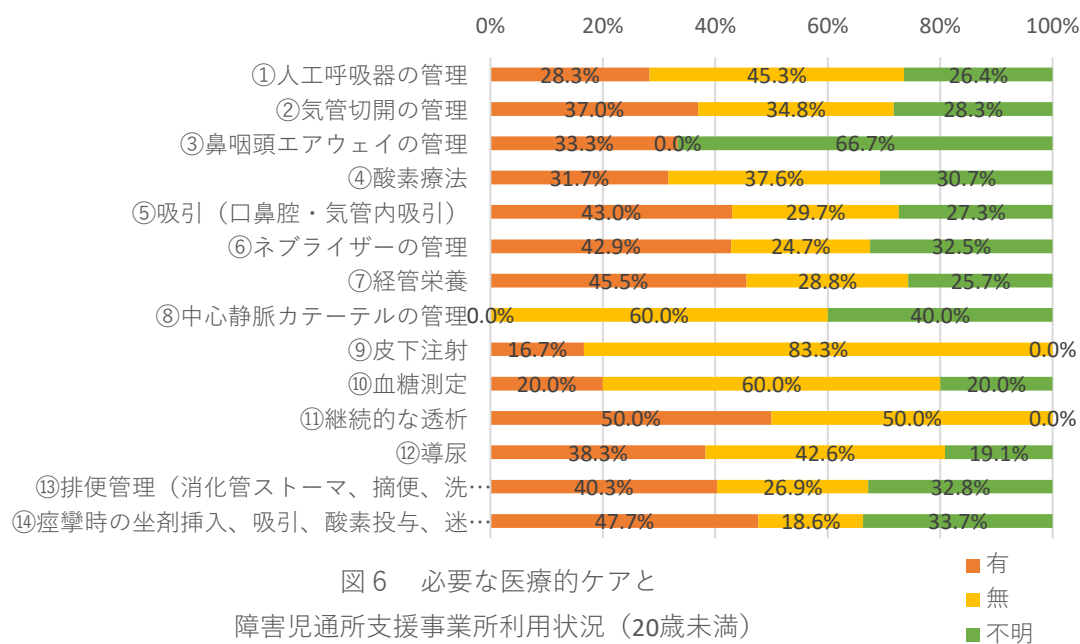
医療的ケア児者（20歳未満、366名）のうち、147名（40.2%）の方が、障害児通所支援事業所を利用しています。

必要な医療的ケア別にみると、障害福祉サービス利用状況と同様に、他の医療的ケアに比べ、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定の方の利用率が低い

傾向が見られます。

表4 障害児通所支援事業所利用状況 (人)

	有	割合	無	割合	不明	割合	計	割合
18歳未満	143	39.1%	115	31.4%	77	21.0%	335	91.5%
18・19歳	4	1.1%	20	5.5%	7	1.9%	31	8.5%
計	147	40.2%	135	36.9%	84	23.0%	366	100.0%



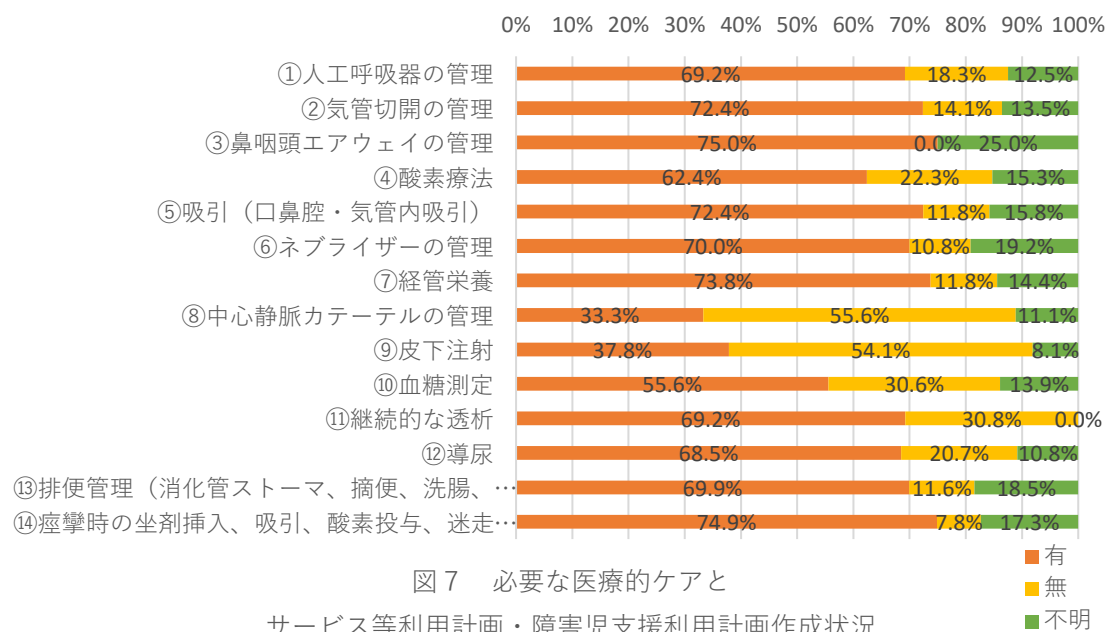
(3) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成状況

医療的ケア児者 (792 名) のうち、541 名 (68.3%) の方について、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成がありました。

必要な医療的ケア別にみると、障害福祉サービス利用状況と同様に、他の医療的ケアに比べ、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定の方の作成率が低い傾向が見られます。

表5 サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成状況 (人)

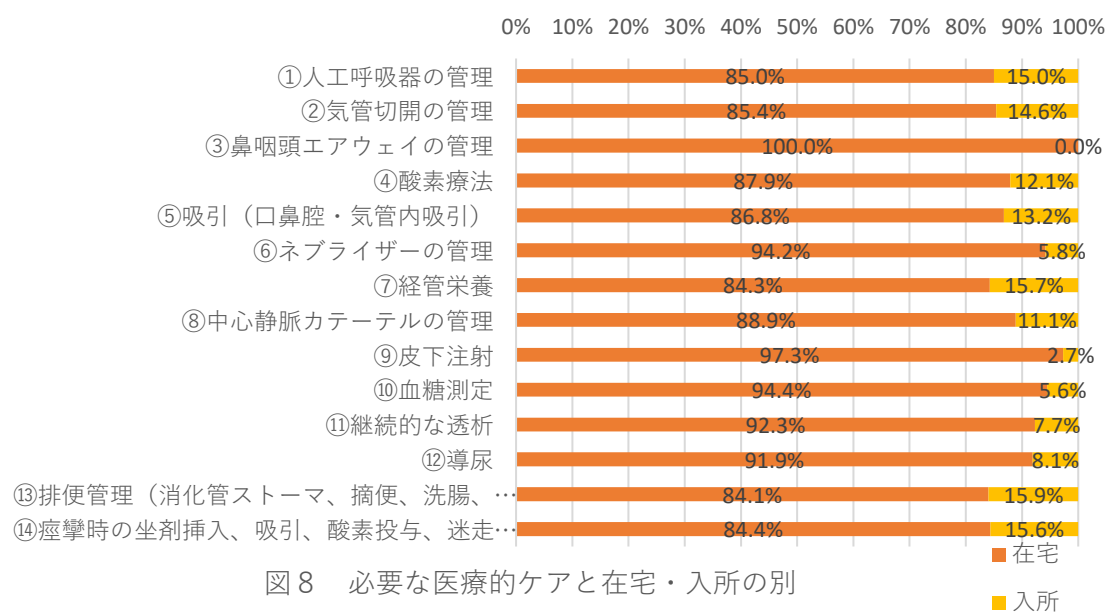
	有	割合	無	割合	不明	割合	計	割合
児	200	25.3%	104	13.1%	31	3.9%	335	42.3%
者	341	43.1%	40	5.1%	76	9.6%	457	57.7%
計	541	68.3%	144	18.2%	107	13.5%	792	100.0%



（４）住まいの状況

医療的ケア児者（７９２名）のうち、１０８名（１３．６％）の方が、療養介護施設等へ入所しています。

表6 在宅・入所の状況						(人)
	在宅	割合	入所	割合	不明	割合
児 者 計	311	39.3%	24	3.0%	335	42.3%
	373	47.1%	84	10.6%	457	57.7%
	684	86.4%	108	13.6%	792	100.0%



3 保育所・認定こども園、幼稚園・学校の在籍状況

県内の保育所・認定こども園、幼稚園・学校に在籍する医療的ケア児は72名でした。各施設での受入れにあたって、主治医や保健師、相談支援専門員等との連携や職員の研修機会の設定、進学先との早めの情報共有等の工夫がありました。また、看護師確保について、市町村内の児の状況に応じた数年間の配置計画の作成、公立病院看護師や訪問看護事業所、人材派遣会社の活用、会計年度職員としての雇用などの取組がありました。

表7 医療的ケア児が在籍する保育所・認定こども園、幼稚園・学校数

施設区分	市町村数	施設数（か所）	人数（人）
保育所・認定こども園	7	12	16
幼稚園	3	4	4
小学校	13	32	37
中学校	5	14	15

5 災害時支援

(1) - 1 避難行動要支援者名簿の掲載対象の有無

医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿への掲載対象としている市町村は、35市町村中27市町村でした。

対象の考え方として「医療的ケア児者」を明示しているほか、身体障害者手帳の等級や障害支援区分等で判断している市町村もありました。

なお、令和6年4月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡「避難行動要支援者の避難行動支援の適切な実施について」においては、医療的ケア児者も名簿掲載対象であることが示されています。

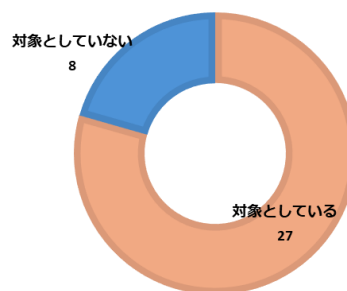


図9 避難行動要支援者名簿への掲載

(1) - 2 避難行動要支援者名簿の掲載状況

医療的ケア児者（792名）のうち、227名、3割弱の方について名簿への掲載がありました。必要な医療的ケアの種類をみると、人工呼吸器の管理、中心静脈栄養の管理、継続的な透析を要する方の掲載率が高い状況です。

表8 避難行動要支援者名簿の掲載有無

	有	割合	無	割合	計	割合
児	79	10.0%	256	32.3%	335	42.3%
者	148	18.7%	309	39.0%	457	57.7%
計	227	28.7%	565	71.3%	792	100.0%

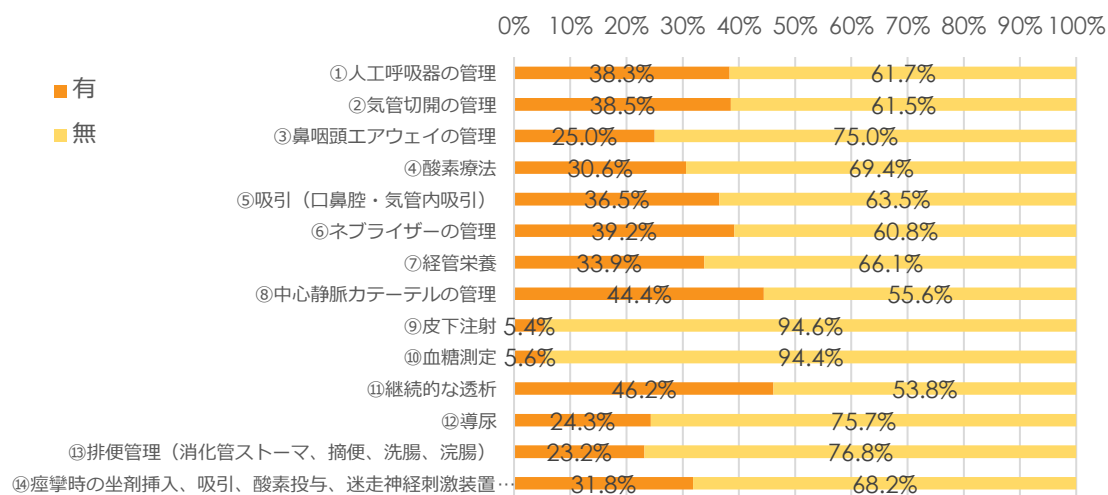


図10 必要な医療的ケアと避難行動要支援者名簿の掲載状況

(2) 個別避難計画の作成状況

市町村が災害対策基本法に基づき作成するもののほか、医療的ケア児者と支援者間で共有する等の、法に基づかない避難計画も含む、何らかの計画が作成されている方は、児者792名に対して42名、5.3%でした。

また、市町村においては、医療的ケア児者の身体状況（人工呼吸器装着等）や居住地域のハザード状況を勘案し、作成の優先順位をつけての作成や、相談支援専門員への依頼による作成に取り組んでいました。また、医療的ケア児等対象の研修により、自助を促す取り組みもみられています。

表9 個別避難計画作成有無

	有	割合	(再掲)		無	割合	計	割合
			法定	割合				
児	20	2.5%	12	1.5%	315	39.8%	335	42.3%
者	22	2.8%	8	1.0%	435	54.9%	457	57.7%
計	42	5.3%	20	2.5%	750	94.7%	792	100.0%

※法定…災害対策基本法に基づき作成した計画

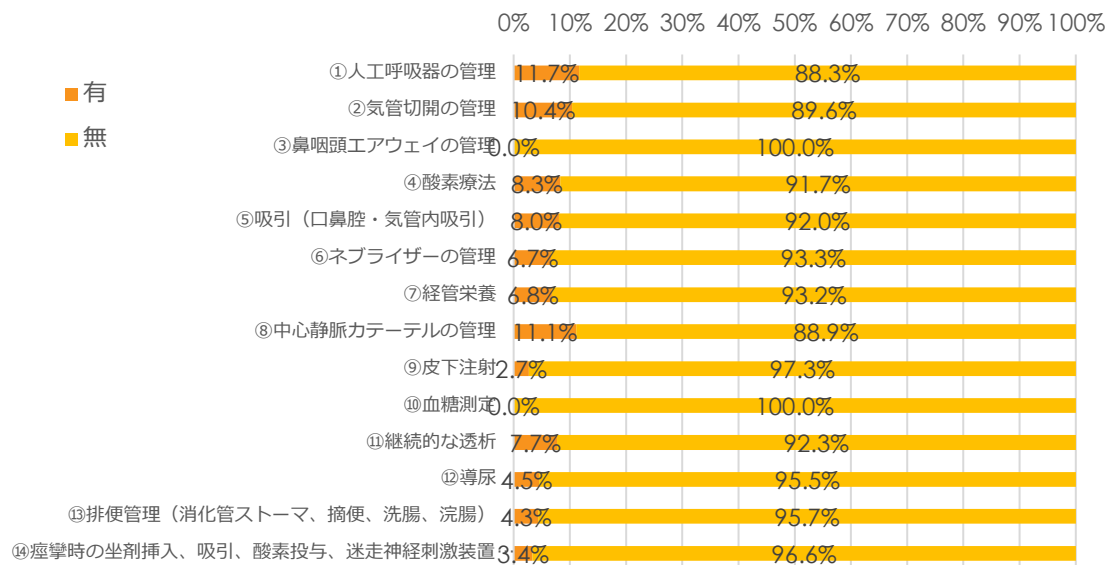


図 1 1 必要な医療的ケアと個別避難計画作成状況

（３）市町村における平時の災害時支援体制

要配慮者としての医療的ケア児者の把握や避難支援等関係者への名簿提供等に取り組んでいる市町村が多くみられました。

一方で、避難施設の整備や人員・医薬品等の確保の取組が進められていない状況が分かりました。

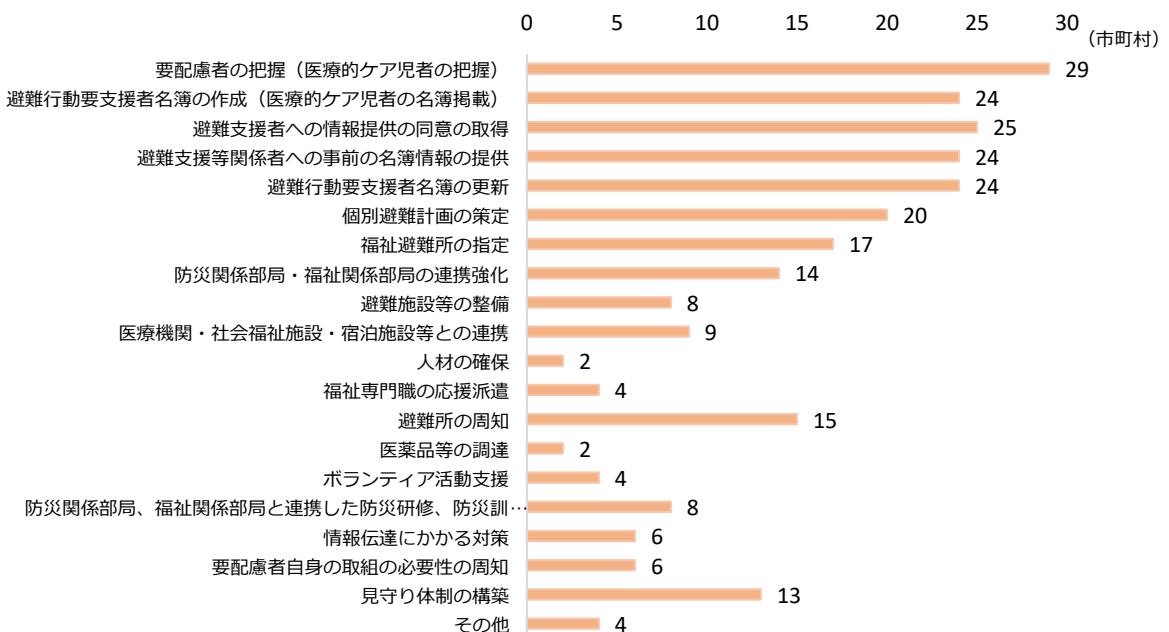


図 1 2 平時の災害対策（備え）

Ⅲ 医療的ケア児者支援の方向性

医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、「新・みやぎの将来ビジョン」を柱に、医療的ケア児等が安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを目指します。

具体的には、個々の医療的ケア児等の実態、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携した支援体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。

Ⅳ 具体的な取組

県で行う主な取組を掲載しています。詳細は「Ⅴ 具体的な取組一覧」をご覧ください。

1 医療・保健

新生児医療における後方支援の充実と、医療的ケア児に対応できる医療従事者を育成・支援し、療養・療育体制を確保します。また、小児期から成人期への移行期にある慢性疾患児童等の支援体制の充実を図るため、成人移行支援センターにおいて、医療機関同士の連携体制を整備するよう努めます。

宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）、難病相談支援センター及び小慢さぼーとせんたー等において、医療的ケア児や難病等患者、家族、関係機関等からの相談に対応します。

（１）相談

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
17	医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」の運営	医療的ケア児者及びその家族、支援者からの相談に対応するほか、情報発信、研修等の人材育成を行う。	精神保健推進室	
14	難病患者地域支援対策推進事業	指定難病・小児慢性特定疾病患者や家族に対して療養生活に係る助言や医療福祉制度等についての相談・情報提供を保健所職員が行う。	疾病・感染症対策課	
11	難病相談支援センター事業 （難病相談支援センターの設置・運営）	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点として「宮城県難病相談支援センター」を設置し、患者等の悩みや不安の解消を図る。	疾病・感染症対策課	
12	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 （小慢さぼーとせんたーの設置・運営）	小児慢性特定疾病児童等が多数受診し、診療・相談体制が充実している東北大学病院に事業を委託（仙台市と共同委託）し、相談員を複数配置して患児やその家族等の相談に応じるとともに、疾病に係る情報提供や普及・啓発を行う。	疾病・感染症対策課	

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
18	宮城県難病医療提供体制整備事業 (難病相談窓口の設置・運営等)	難病診療連携拠点病院(東北大学病院)に難病相談窓口を設置し、難病診療連携コーディネーターを配置している。早期診断と診断後身近な医療機関で適切な治療を受けることができる体制整備を目指し、難病診療連携コーディネーターが相談に応じるとともに、各種研修・会議を実施する。	疾病・感染症対策課	
19	宮城県成人移行支援体制整備事業 (成人移行支援センターの設置・運営)	小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者、特に小児慢性特定疾病の患者に対する適切な医療を提供できる体制の構築及び、自律(自立)を促す支援体制の構築・推進を図るため、宮城県立こども病院に成人移行支援コーディネーターを配置する。	疾病・感染症対策課	
20	医療型短期入所コーディネート	重症心身障害児等が円滑に医療型短期入所事業を利用できるよう、利用希望のコーディネートや事業所への技術支援等を行う。	精神保健推進室	

(2) 助成・給付

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
6	小児慢性特定疾病医療費助成	病因不明または治療法未確立のため、長期にわたる治療に高額な医療費が必要な特定の疾病に罹患している20歳未満の児童(仙台市除く)について、医療費の患者負担分の一部を助成する。	疾病・感染症対策課	
7	指定難病医療費助成	難病のうち、国が定めた指定難病341疾病(R6.4現在)に罹患しており、病状の基準を満たしている方(仙台市除く)の保険医療費及び一部の介護保険医療系サービス費の自己負担に対して助成を行う。	疾病・感染症対策課	
8	更生医療給付費	身体障害者手帳の交付を受けた方が指定自立支援医療機関から必要な医療を受けた場合に自立支援医療費を給付する。	障害福祉課	
9	療養介護医療給付費	療養介護に係る支給決定を受けた方が、病院や施設等で機能訓練、療養上の管理、看護医学的管理の下での介護や、日常生活上の世話を受けている場合に要した医療費を支給する。	障害福祉課	
10	障害者医療費助成事業	障害者の適正な医療機会の確保及び障害者の経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う障害者医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	障害福祉課	
11	身体障害児育成医療費	身体に障害のある児童で、身体障害を除去、軽減する手術等によって確実に効果が期待できる方に対し、身体的能力育成のために必要な医療の給付を行う。	障害福祉課	

(3) 医療体制整備

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
1	地域療育支援施設運営事業補助金	N I C U等長期入院児の在宅療養への円滑な移行促進と N I C Uの満床の解消を図るため、医療機関と在宅療養との中間施設を運営する医療機関に対して、運営費を補助する。	医 療 政 策 課	
2	日中一時支援事業補助金	N I C U等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的に、児の一時預かりを行う体制を整備している医療機関に対し、病床確保及び看護師確保の為の経費を補助する。	医 療 政 策 課	
3	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、医療機関による患者貸出用の簡易自家発電装置等の整備に対して補助金を交付する。	医 療 政 策 課	
4	小児救急医療と発達障害診療の充実をめざす診療支援及び研修事業	小児救急医療及び発達障害診療の充実を図るため、地域小児科センター等への時間外診療を担当する小児科医の派遣や小児科専攻医及び小児科専門医に発達障害の外来診療に関する研修等を実施する。	医 療 政 策 課	
5	地方独立行政法人宮城県立こども病院の設置	県立こども病院（県立拓桃園を含む）を運営する法人の設置者として、中期目標（4 年間）の策定や各年度の業績評価等を通じて、医療的ケア児等を支援する。	県 立 病 院 再編室	
18	宮城県難病医療提供体制整備事業 （難病相談窓口の設置・運営等）	難病診療連携拠点病院（東北大学病院）に難病相談窓口を設置し、難病診療連携コーディネーターを配置している。早期診断と診断後身近な医療機関で適切な治療を受けることができる体制整備を目指し、難病診療連携コーディネーターが相談に応じるとともに、各種研修・会議を実施する。	疾病・感染 症対策課	○
19	宮城県成人移行支援体制整備事業 （成人移行支援センターの設置・運営）	小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者、特に小児慢性特定疾病の患者に対する適切な医療を提供できる体制の構築及び、自律（自立）を促す支援体制の構築・推進を図るため、宮城県立こども病院に成人移行支援コーディネーターを配置する。	疾病・感染 症対策課	
34	医療型短期入所事業 所開設促進事業	医療型短期入所事業所の新規開設を目指し、医療機関等への開設に向けた相談・技術支援を行う。	精神保健 推進室	
35	医療的ケア児の災害時支援体制整備	市町村における医療的ケア児の個別避難計画作成等災害時支援体制整備を進めるとともに、アプリ等の活用による発災時の安否確認方法を確認する。	精神保健 推進室	

2 福祉

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするとともに、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(1) 相談

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
17	医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」の運営	医療的ケア児者及びその家族、支援者からの相談に対応するほか、情報発信、研修等の人材育成を行う。	精神保健推進室	○
20	医療型短期入所コーディネート	重症心身障害児者等が円滑に医療型短期入所事業を利用できるよう、利用希望のコーディネートや事業所への技術支援等を行う。	精神保健推進室	○
14	難病患者地域支援対策推進事業	指定難病・小児慢性特定疾病患者や家族に対して療養生活に係る助言や医療福祉制度等についての相談・情報提供を保健所職員が行う。	疾病・感染症対策課	
15	難病相談支援センター事業 (難病相談支援センターの設置・運営)	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点として「宮城県難病相談支援センター」を設置し、患者等の悩みや不安の解消を図る。	疾病・感染症対策課	○
16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (小慢さぼーとせんたーの設置・運営)	小児慢性特定疾病児童等が多数受診し、診療・相談体制が充実している東北大学病院に事業を委託(仙台市と共同委託)し、相談員を複数配置して患児やその家族等の相談に応じるとともに、疾病に係る情報提供や普及・啓発を行う。	疾病・感染症対策課	○
18	宮城県難病医療提供体制整備事業 (難病相談窓口の設置・運営等)	難病診療連携拠点病院(東北大学病院)に難病相談窓口を設置し、難病診療連携コーディネーターを配置している。早期診断と診断後身近な医療機関で適切な治療を受けることができる体制整備を目指し、難病診療連携コーディネーターが相談に応じるとともに、各種研修・会議を実施する。	疾病・感染症対策課	○
19	宮城県成人移行支援体制整備事業 (成人移行支援センターの設置・運営)	小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者、特に小児慢性特定疾病の患者に対する適切な医療を提供できる体制の構築及び、自律(自立)を促す支援体制の構築・推進を図るため、宮城県立こども病院に成人移行支援コーディネーターを配置する。	疾病・感染症対策課	○
32	障害者就業・生活支援センター事業	就業及び就業に伴う日常生活・社会生活の支援を必要とする障害のある方の雇用の促進・就業の安定を図るため、雇用・保健福祉・教育等の関連機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他支援を行う。	障害福祉課	

(2) 助成・給付

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
12	通院介護費用交付	指定難病・特定疾患（20歳未満の方に限る）及び小児慢性特定疾病の認定を受けている在宅療養の患者で、通院に介護を必要とする方に、認定を受けた疾病の治療のため通院する場合の通院介護費用を交付する。	疾病・感染症対策課	
13	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	小児慢性特定疾病の医療費助成事業の対象となる患者に対し、家庭生活を営む上での不便を解消するため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する（他法優先）。	疾病・感染症対策課	
14	障害者医療費助成事業	障害者の適正な医療機会の確保及び障害者の経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う障害者医療費助成事業に要する経費について補助を行う。	障害福祉課	○
15	身体障害児育成医療費	身体に障害のある児童で、身体障害を除去、軽減する手術等によって確実に効果が期待できる方に対し、身体的能力育成のために必要な医療の給付を行う。	障害福祉課	
21	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給する。	障害福祉課	
22	特別障害者手当等給付費	重度の障害によって生じる特別の経済的負担の一助として手当を支給する。	障害福祉課	
23	障害児通所給付費・障害児相談支援給付費	障害児通所給付費・障害児相談支援給付費の支給決定を受けた方に対し、利用に係る費用について負担する。	障害福祉課	
24	介護・訓練等給付費	障害者総合支援法に基づき支給決定を受けた障害者等に対して市町村が支弁する自立支援給付費のうち、介護給付費や訓練等給付費等の障害福祉サービスに要する経費を負担する。	障害福祉課	
25	心身障害者扶養共済事業	保護者が生存中に一定の掛け金を納付することにより、保護者が万が一死亡した（又は重度障害となった）ときに、残された障害者に終身一定の年金を支給する。	障害福祉課	
26	障害児入所給付費等及び障害児入所医療費等の支給	障害児入所施設に契約及び措置により入所する児童の生活や治療に要する費用を負担する。	障害福祉課	
27	補装具費の支給	身体障害がある方に対して、補装具費の支給を行う。	障害福祉課	
28	身体障害者手帳	身体上の障害がある方へ、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、手帳を交付する。	障害福祉課	
29	療育手帳	知的障害のある方へ、各種の支援を受けられるよう、手帳を交付する。	障害福祉課	
30	ヘルプマーク普及事業	内部障害者等の外見では障害があると分かりにくい人への配慮を促すヘルプマークの普及等を行う。	障害福祉課	

(3) 支援体制整備

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
5	地方独立行政法人宮城県立こども病院の設置	県立こども病院（県立拓桃園を含む）を運営する法人の設置者として、中期目標（4年間）の策定や各年度の業績評価等を通じて、医療的ケア児等を支援する。	県立病院 再編室	○
31	地域リハビリテーション推進強化事業	県内の身近な地域で適切にリハビリテーションが提供できるような地域におけるリハビリテーション体制の充実を図る。	障害福祉課	
33	社会福祉施設等施設整備費助金	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行う	障害福祉課	
34	医療型短期入所事業所開設促進事業	医療型短期入所事業所の新規開設を目指し、医療機関等への開設に向けた相談・技術支援を行う。	精神保健 推進室	○
43	医療的ケア児の災害時支援体制整備	市町村における医療的ケア児の個別避難計画作成等災害時支援体制整備を進めるとともに、アプリ等の活用による発災時の安否確認方法を確立する。	精神保健 推進室	○

3 保育・子育て

医療的ケア児の受入れ等、多様なニーズに応じた保育等施設の適正化を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
35	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備する。	子育て社会推進課	
26	保育環境改善等事業	既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う。	子育て社会推進課	
37	私立学校教育支援体制整備事業費補助（医療的ケア）	医療的ケア児が幼稚園等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう幼稚園等の体制整備を補助する。	私学・公益法人課	

4 教育

医療的ケアコーディネーターを中心とした、教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めます。

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
37	私立学校教育支援体制整備事業費補助（医療的ケア）	医療的ケア児が幼稚園等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう幼稚園等の体制整備を補助する。	私学・公益法人課	○

38	医療的ケア推進事業	特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを実施するために、必要な看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携して医療的ケアを実施する体制を整備する。	特別支援教育課	
39	医療的ケア児通学支援モデル事業	医療的ケアのために、通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減のため、介護タクシーに学校看護職員が同乗し通学を支援する取組を3か年にわたり、モデル的に試行する。	特別支援教育課	

5 労働

医療的ケア児等を含む様々な状況にある方に対応した職業相談等を通じ、就業を希望する人の支援を行います。

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
32	障害者就業・生活支援センター事業	就業及び就業に伴う日常生活・社会生活の支援を必要とする障害のある方の雇用の促進・就業の安定を図るため、雇用・保健福祉・教育等の関連機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他支援を行う。	障害福祉課	
40	就職支援窓口の運営	「みやぎジョブカフェ」や県内4か所に設置する「みやぎシゴトサポートセンター」、女性向け就職支援窓口「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」等において、家族の事情や希望、勤務上の配慮等に応じた相談対応を行い、就職支援を実施する。	雇用対策課	
41	障害者雇用マッチング機会創出支援事業	企業に対し、セミナー等による普及啓発や障害者の雇入れのための助言や業務選定等の支援を行う。	雇用対策課	

6 災害

災害発生時に、医療的ケア児等含む避難行動要支援者等に対して適切かつ円滑な支援が行われるよう、支援の仕組みの構築や市町村等への取組の支援を行います。

取組No.	事業名	取組内容	担当課室	再掲
29	避難行動要支援者等支援	災害発生時に要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するため、「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」に基づき、市町村の個別避難計画の作成や福祉避難所の整備等の取組を支援する。	保健福祉総務課	
30	医療的ケア児の災害時支援体制整備	市町村における医療的ケア児の個別避難計画作成等災害時支援体制整備を進めるとともに、アプリ等の活用による発災時の安否確認方法を確立する。	精神保健推進室	○

V 具体的な取組一覧

県が実施する医療的ケア児・者支援の取組の一覧です。医療的ケア児・者に限定した取組以外で、支援に繋がりそうな取組も含めています。

	県の取組		支援の段階	医療的ケア児者のライフステージ								支援の対象	対象地域			実施主体	領域					R7当初予算		県担当課							
	事業名	取組内容		在宅への移行支援	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	18歳以上		本人	家族	支援者		全県	仙台市	仙台市以外	国	県	市	町		村	民間	医療	保健	福祉	教育	労働
1	地域療育支援施設運営事業補助金	N I C U等長期入院児の在宅療養への円滑な移行促進とN I C Uの満床の解消を図るため、医療機関と在宅療養との中間施設を運営する医療機関に対して、運営費を補助する。	○			○	○	○	○					○				○						○					30,078		医療政策課
2	日中一時支援事業補助金	N I C U等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的に、児の一時預かりを行う体制を整備している医療機関に対し、病床確保及び看護師確保の為に経費を補助する。		○			○	○	○	○			○					○						○					7,727		医療政策課
3	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、医療機関による患者貸出用の簡易自家発電装置等の整備に対して補助金を交付する。	○	○	○		○	○	○	○	○			○				○						○					0		医療政策課
4	小児救急医療と発達障害診療の充実をめざす診療支援及び研修事業	東北大学病院において、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金を活用し実施しているもの。 発達障害に関するセミナーや症例検討会を開催し、発達障害診療医師や診療心理士等の育成を図る。						○		○	○	○	○	○	○	○			○					○					28,342		医療政策課
5	地方独立行政法人宮城県立こども病院の設置	県立こども病院（県立拓桃園を含む）を運営する法人の設置者として、中期目標（4年間）の策定や各年度の業績評価等を通じて、医療的ケア児等を支援する。	○				○	○	○	○	○			○					○						○						県立病院再編室
6	小児慢性特定疾病医療費助成	病因不明または治療法未確立のため、長期にわたる治療に高額の医療費が必要な特定の疾病に罹患している20歳未満の児童（仙台市除く）について、医療費の患者負担分の一部を助成する。					○		○	○	○	○	○				○	○						○					273,446		疾病・感染症対策課
7	指定難病医療費助成	難病のうち、国が定めた指定難病341疾病（R6.4現在）に罹患しており、病状の基準を満たしている方（仙台市除く）の保険医療費及び一部の介護保険医療系サービス費の自己負担に対して助成を行う。					○		○	○	○	○	○	○			○	○						○					2,046,875		疾病・感染症対策課
8	更生医療給付費	身体障害者手帳の交付を受けた方が指定自立支援医療機関から必要な医療を受けた場合に自立支援医療費を給付する。					○	○					○						○						○				775,302		障害福祉課
9	療養介護医療給付費	療養介護に係る支給決定を受けた方が、病院や施設等で機能訓練、療養上の管理、看護医学的管理の下での介護や、日常生活上の世話を受けている場合に要した医療費を支給する。					○	○					○						○						○				99,000		障害福祉課
10	障害者医療費助成事業	障害者の適正な医療機会の確保及び障害者の経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う障害者医療費助成事業に要する経費について補助を行う。					○	○					○						○						○	○			2,096,750		障害福祉課
11	身体障害児育成医療費	身体に障害のある児童で、身体障害を除去、軽減する手術等によって確実に効果が期待できる方に対し、身体的能力育成のために必要な医療の給付を行う。					○	○					○						○						○				3,550,217		障害福祉課
12	通院介護費用交付	指定難病・特定疾患（20歳未満の方に限る）及び小児慢性特定疾病の認定を受けている在宅療養の患者で、通院に介護を必要とする方に、認定を受けた疾病の治療のため通院する場合の通院介護費用を交付					○		○	○	○	○	○			○				○						○			12,090		疾病・感染症対策課
13	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	小児慢性特定疾病の医療費助成事業の対象となる患者に対し、家庭生活を営む上での不便を解消するため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する（他法優先）。					○		○	○	○	○	○					○	○	○						○			771		疾病・感染症対策課
14	難病患者地域支援対策推進事業	指定難病・小児慢性特定疾病患者や家族に対して療養生活に係る助言や医療福祉制度等についての相談・情報提供を保健所職員が行う。					○		○	○	○	○	○						○						○	○			3,053		疾病・感染症対策課
15	難病相談支援センター事業（難病相談支援センターの設置・運営）	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点として「宮城県難病相談支援センター」を設置し、患者等の悩みや不安の解消を図					○	○		○	○	○	○			○				○					○				12,308		疾病・感染症対策課
16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（小慢さばーとせんたーの設置・運営）	小児慢性特定疾病児童等が多数受診し、診療・相談体制が充実している東北大学病院に事業を委託（仙台市と共同委託）し、相談員を複数配置して患児やその家族等の相談に応じるとともに、疾病に係る情					○	○		○	○	○	○			○				○	○				○	○			5,546		疾病・感染症対策課
17	医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」の運営	難病や小児慢性特定疾病患者の家族、支援者からの相談に対応するほか、情報発信、研修等の人材育成を行	○	○	○				○	○	○	○	○			○				○	○				○	○			31,837		精神保健推進室
18	宮城県難病医療提供体制整備事業（難病相談窓口の設置・運営等）	難病診療連携拠点病院（東北大学病院）に難病相談窓口を設置し、難病診療連携コーディネーターを配置している。早期診断と診断後身近な医療機関で適切な治療を受けることができる体制整備を目指す。難病診療連携コーディネーターが相談に応じるとと					○		○	○	○	○	○				○			○				○	○			21,771		疾病・感染症対策課	
19	宮城県成人移行支援体制整備事業（成人移行支援センターの設置・運営）	小児慢性特定疾病移行期にある慢性疾患の患者、特に小児慢性特定疾病の患者に対する適切な医療を提供できる体制の構築及び、自律（自立）を促す支援体制の構築・推進を図るため、宮城県立こども病院に成人移行支援コーディネーターを配置す					○	○		○	○	○	○			○								○	○			8,203		疾病・感染症対策課	
20	医療型短期入所コーディネート	重症心身障害児者等が円滑に医療型短期入所事業を利用できるよう、利用希望のコーディネートや事業所への技術支援等を行う。					○		○	○	○	○	○				○							○	○			5,404		精神保健推進室	

県の取組			支援の段階	医療的ケア児者のライフステージ					支援の対象	対象地域		実施主体	領域					R7当初予算		県担当課								
事業名	取組内容	在宅への移行支援	在宅生活の基盤整備	乳児	幼児	小学生	高校生	大学生	本人	家族	支援者	全県	仙台市以外	仙台市	国	県	市町村	民間	医療		保健	福祉	教育	労働	災害	予算額 （千円）	新規	
21	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給する。		○		○	○	○	○	○	○			○		○	○				○					-		障害福祉課
22	特別障害者手当等給付費	重度の障害によって生じる特別の経済的負担の一助として手当を支給する。		○		○	○	○	○	○	○			○			○	○				○				143,040		障害福祉課
23	障害児通所給付費・障害児相談支援給付費	障害児通所給付費・障害児相談支援給付費の支給決定を受けた方に対し、利用に係る費用について負担する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				3,550,217		障害福祉課
24	介護・訓練等給付費	障害者総合支援法に基づき支給決定を受けた障害者等に対して市町村が支弁する自立支援給付費のうち、介護給付費や訓練等給付費などの障害福祉サービスに要する経費を負担する。		○		○				○	○			○				○				○				12,374,000		障害福祉課
25	心身障害者扶養共済事業	保護者が生存中に一定の掛け金を納付することにより、保護者が万が一死亡した（又は重度障害となった）ときに、残された障害者に終身一定の年金を支給する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				271,852		障害福祉課
26	障害児入所給付費等及び障害児入所医療費等の支給	障害児入所施設に契約及び措置により入所する児童の生活や治療に要する費用を負担する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				218,626		障害福祉課
27	補装具費の支給	身体障害がある方に対して、補装具費の支給を行う。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				1,442		障害福祉課
28	身体障害者手帳	身体上の障害がある方へ、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、手帳を交付する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○	○			○				1,442		障害福祉課
29	療育手帳	知的障害のある方へ、各種の支援を受けられるよう、手帳を交付する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○	○			○				527		障害福祉課
30	ヘルプマーク普及事業	内部障害者等の外見では障害があると分かりにくい人への配慮を促すヘルプマークの普及等を行う。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				136		障害福祉課
31	地域リハビリテーション推進強化事業	県内の身近な地域で適切にリハビリテーションが提供できるよう地域におけるリハビリテーション体制の充実を図る。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				5,844		障害福祉課
32	障害者就業・生活支援センター事業	就業及び就業に伴う日常生活・社会生活の支援を必要とする障害のある方の雇用の促進・就業の安定を図るため、雇用・保健福祉・教育等の関連機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他支援を行う。		○					○	○	○			○				○	○			○				35,213		障害福祉課
33	社会福祉施設等施設整備費補助金	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				218,626		障害福祉課
34	医療型短期入所事業所開設促進事業	医療型短期入所事業所の新規開設を目指し、医療機関等への開設に向けた相談・技術支援を行う。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				7,009	★	精神保健推進室
35	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備す		○		○	○			○	○			○				○				○				66,841		子育て社会推進課
36	保育環境改善等事業	養育の保育所等において、障害児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う。		○		○	○			○	○			○				○				○				3,430		子育て社会推進課
37	私立学校教育支援体制整備事業費補助（医療的ケア）	医療的ケア児が幼稚園等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう幼稚園等の体制整備を補助す		○		○				○	○			○				○				○				10,000	★	私学・公益法人課
38	医療的ケア推進事業	特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを実施するために、必要な看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携して医療的ケアを実施する体制を整備する。		○		○	○	○	○	○	○			○				○				○				288,273		特別支援教育課
39	医療的ケア児通学支援モデル事業	医療的ケアのために、通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減のため、介護タクシーに学校看護職員が同乗し通学を支援する取組を3か年にわたり、モデル的に試行する。		○			○	○		○	○			○				○				○				1,579		特別支援教育課
40	就職支援窓口の運営	「みやぎジョブカフェ」や県内4か所に設置する「みやぎシゴトサポートセンター」、女性向け就職支援窓口「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」等において、家族の事情や希望、勤務上の配慮等に応じた相談対応を行い、就職支援を実施する。		○						○	○			○				○					○			238,183		雇用対策課

No.	県の取組		支援の段階	医療的ケア児者のライフステージ							支援の対象			対象地域			実施主体			領域					R7当初予算		県担当課			
	事業名	取組内容		在宅生活への移行支援	社会生活の基盤整備	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	18歳以上	本人	家族	支援者	全県	仙台市以外	仙台市	国	県	市町村	民間	医療	保健	福祉	教育		労働	災害	予算額 (千円)
41	障害者雇用マッチング機会創出支援事業	企業に対し、セミナー等による普及啓発や障害者の雇入れのための助言や業務選定等の支援を行う。		○												○				○								28,270	★	雇用対策課
42	避難行動要支援者等支援	災害発生時に要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するため、「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」に基づき、市町村の個別避難計画の作成や福祉避難所の整備等の取組を支援する。		○		○	○	○	○	○	○					○				○								非予算		保健福祉総務課
43	医療的ケア児の災害時支援体制整備	市町村における医療的ケア児の災害時個別避難計画作成等災害時支援体制整備を進めるとともに、ポケットサインの活用による発災時の安否確認方法を確立する。		○		○	○	○	○	○	○				○	○				○			○	○	○		○	952	★	精神保健推進室